

平成22年（行コ）第195号 分限免職処分取消請求控訴事件
控訴人 足田哲也
被控訴人 東京都

控訴人準備書面（3）

2010年（平成22年）12月10日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控訴人 足田 哲也 印
上記訴訟代理人弁護士 津田 玄児 印
同 福島 晃 印

第1 はじめに

1 本書面においては、控訴人準備書面（2）（本年10月25日付け）中の、第3 3項「学校現場における一般的体罰認識について」に該当する部分について主張を行う。

というのも、準備書面（2）でも述べたことであるが、原判決は、控訴人の「体罰認識が体罰行為当時は誤っていた。それを研修で改めることができた。」という主張に対して、「（控訴人の行った体罰行為は）社会通念に照らして許容されるものではないことは、少なくとも、一定の良識を備えた社会人にとっては明白な事柄であり、原告がこのような明白な事柄を当時認識していなかつたとは考え難い。」（判決書55ページ）、従って「体罰認識が体罰行為当時は誤っていた。それを研修で改めることができた。」という控訴人の主張自体が虚偽であり、研修成果を処分者が考慮していないという控訴人側の主張は容れられないとし、更に、結局控訴人は未だに嘘をつく矯正しがたい性格を有するものであって教員として不適格である旨、判示している。従って、そもそも原判決が前提とする、体罰行為の内容自体についてその認識と、また、控訴人が体罰を行ってしまったその当時の学校教育現場における体罰行為一般に対

する原判決の決定的な誤認・誤解について、改めてその問題を指摘し、誤解を解いておく必要があるからである。

2 体罰行為の実際の状況については、原審含めてこれまでの準備書面でも主張したところであるが、控訴人本人のほかは、作成経緯不明の調査報告書と、聞き取り経緯に疑義のある澤川校長、同じく岡崎教頭の話しか聞けていないので、この控訴審では改めて、被控訴人より体罰案件として問題とされている、A君・B君・I君本人から直接法廷で話を聞きたい。

この件については、本書面とは別に人証申請を改めて行う。

3 そこで、以下、控訴人が体罰認識について誤解していたことについて、当時の教員を巡る状況等も踏まえて、改めて主張することとする。

第2 控訴人も含めた教育現場における体罰認識について

1 上記指摘したとおり、原判決は、「（控訴人の行った体罰行為は）社会通念に照らして許容されるものではないことは、少なくとも、一定の良識を備えた社会人にとっては明白な事柄であり、原告がこのような明白な事柄を当時認識していなかつたとは考え難い。」（判決書55ページ）と判示し、控訴人が体罰認識について体罰行為当時には誤った認識を持っていた、ということについて真っ向から否定している。

2 しかしながら、学校現場の教員の体罰認識が未だに曖昧なままであることは、例えば井戸川証人（現職中学校校長である）の証言、澤川校長や岡崎教頭が控訴人の体罰事件と同時期の他の教員の鼓膜損傷の体罰事件を隠したこと、という事実一つとっても明らかであり、「控訴人は体罰であることを知っていたはず」などと単純に言いうるものではない。むしろ、管理職である澤川校長や岡崎教頭の方が未だに体罰認識についてはあいまいなままであり、両名が控訴人の体罰事件当時も別件体罰事件については控訴人に対する対応をよそに全く逆に隠蔽する方向で動いていたことはこれまでの審理で明らかとなっている。

そこで、以下、教育現場における体罰認識が如何に曖昧な状態であるのか、その現状及び理由、さらには控訴人が受けた研修成果については体罰撲滅のためにはまさに有効活用されるべきであったこと等につき、資料・文献等をもとに論ずることとする。

第3 学校現場における体罰を巡る状況について

1 体罰は学校教育法11条により、以下の通り禁止されている。

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるとこ ろにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を 加えることはできない。」

そもそも、日本においては明治期の1879年制定の教育令において体罰禁止が定められており、1948年の法務省法務調査委員長官見解においても体罰の禁止は明示されていた。その後も、1955年大阪高裁判決（池原中事件）による体罰の違法性を明確にした裁判例も出されるなどした。

しかしながら、「愛の鞭論」「親代わり論」による体罰を容認する心性が、戦前の特別権力関係論による教師生徒関係の名残もあって、戦後になっても根強く残っていた。更に言えば、法務調査員長官見解は「身体を侵害」しなければ体罰には当たらないという点で、体罰でないという抜け道を残す面もあった。

そして、1981年には水戸五中事件東京高裁判決においては、「単なる身体接触やスキンシップよりもやや強度の外的刺激（有形力の行使）を生徒の身体に与えることが・・・効果があることも明らかなことであることから・・・教師は必要に応じ生徒に対して一定の限度内で有形力を行使することも許されてよい場合がある。」として一定限度内の有形力の行使を認めた。

おりからの校内暴力の嵐もあり、ちょうどこの時期に教員となつた控訴人は、「身体を張って生徒に当たるべし」との指導すら受けている。

2 その後、体罰死事件の発生、行き過ぎた管理教育への反省という点からも、体罰については世論はこれを禁止する方向へと動いたといわれているが、教育現場においては、必ずしも体罰の禁止は徹底されていなかつたと言える。1996年の東京地裁判決（東久留米中央中事件）では「戦後50年を経過したのに、体罰が根絶されていないばかりか、体罰擁護論が国民の『本音』として聞かれることは憂うべきことだ」と述べられている。この判決は法理論としては明確に否定したはずの体罰が現実としては根絶されていないことをまさに表している。

3 更に、1980年初頭の荒れる学校の時代から、管理教育の強化を経た後、1990年代以降、学校内での規律保持が80年代以上に困難となっている現状がある。

(1) 例えば、文部科学省のホームページ掲載の統計資料によれば、中学校における暴力事件発生数は、昭和58年（1983年。荒れる学校の時代から管理教育の時代に移り変わる頃）から平成6年までは5000件以下ではほぼ横ばいで推移していたものが、平成6年頃から明確に増加に転じ、平成12年の27293件をピークとして、平成10年度以降は2万件以上で推移している（ただし、平成9年以後は「校内暴力」以外も含めた調査方法に変更したことからそのまま比較はできないものの、学校における暴力事件件数が大幅に増加していることは事実である。）。

(2) このような中で、1998（平成10）年には、大阪府堺市の「荒れる学校」において、生徒指導に熱心であった中学校教諭の自殺事件も発生し、公

務災害認定を巡る訴訟において裁判所は「（教諭は）、過酷な勤務環境下において、対教師暴力の被害者となり、宿泊訓練で心身ともに強いストレスにさらされ、その後も生徒から教師としての存在をないがしろにされるような出来事が続けざまに起こり、強度の精神的ストレスが積み重なった状態にあったといえ、公務としての過重性は優に肯定することができる。」と判示し、教諭の自殺についての公務起因性を認めた（大阪地裁平成22年3月29日判決）。

(3) かように、80年代にも増して、学校現場における規律保持が90年代以降困難となってゆく中で、文部科学省は平成19年2月5日「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」とする通知を出す（18文科初第1019号）。

同通知においては、「いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は、依然として深刻な状況にあります。」との分析を提示した後、再び水戸五中事件判決（東京高裁昭和56年4月1日判決）を持ち出して、児童生徒に対する有形力の行使を必ずしもためらう必要はない旨を、文部科学省自身が出すに至っている。

(4) また、裁判所の体罰に対する判断自身も揺れ動いている。東久留米中央中事件判決（東京地裁平成8年9月17日判決）では、いったん体罰については厳格に否定した裁判所も、平成21年4月28日の最高裁判決では、小学校2年生[M1]男子児童に対する有形力の行使を「体罰」として認定しないなど、裁判所の「体罰」に対する判断も揺れ動いている。

(5) かような日本の教育現場における体罰認識の不明確性からくる体罰禁止の不徹底については、国際連合の児童の権利条約についての最終所見においても懸念が表明されている。

すなわち、2010年6月20日配布の最終所見47項においては、「学校における体罰が明示的に禁止されていることに留意するが、委員会は、体罰の禁止が効果的に履行されていないとの報告に懸念を表明する。委員会は、全ての体罰を禁止することを差し控えた1981年の東京高等裁判所によるあいまいな判決に懸念をもって留意する。」とされ、国際的にも、日本国内の教育現場における体罰認識の曖昧さ、不徹底さが懸念されているのが現状である。

4 このように、学校教育現場において規律の維持が困難となっている中、そして、文部科学省や、裁判所の体罰判断も揺れ動き、体罰認識そのものがあいまいとなってしまっている中で、控訴人は教育現場において積極的に生徒に関わり合いを持ち、全ての生徒をネグレクトしないように努めてきた。そこに、生徒の興味を惹くための、そして生徒を励ますための控訴人の努力、授業の工夫（歌、ギターの利用、教材の工夫等々）、性教育活動、表現活動の指導等々があった。大量の「私物」の学校での保管という、控訴人の教員としての「不

適格」判断の根拠の一つとされている事柄は、実は、このような学校現場での控訴人の教育実践の努力を象徴することがらであったといえる。

しかし、規律維持が困難な学校現場の中で、生徒の興味を惹く工夫、生徒を励ます工夫を行ってきた控訴人に対し、管理職である澤川校長や岡崎教頭はこのような控訴人の努力を評価しないばかりか、これを否定、抑制する方向で動いてしまった。

控訴人にとって、不幸だったのは、生徒に対して教育熱心であったために、80年代からの校内暴力隆盛下に教えられた教育方法であり、考え方でもある「強度のスキンシップ論」が、その後、格段の訂正改善の機会もなされないまま身についてしまい、控訴人の教育実践の工夫の中で控訴人を「体罰」行使の方向に促してしまったということである。

本件で問題とされている各体罰は、体罰行為当時の学校現場の規律維持の困難性や、それまでに控訴人が「強度のスキンシップ論」という考え方による教育方法を学校現場で指導されてきた背景に鑑みれば、原判決が言うような、「(控訴人の行った体罰行為は) 社会通念に照らして許容されるものではないことは、少なくとも、一定の良識を備えた社会人にとっては明白な事柄であり、原告がこのような明白な事柄を当時認識していなかったとは考え難い。」などと単純視できるものでは決してないのである。

5 また、学校現場における体罰認識が曖昧な中、そして、揺れる思春期・青年期と向き合う中学校の教育現場においては、学校規律維持も困難な中で、控訴人が行ってしまった体罰だけが特異なものではない。

今回、証拠として提出する文献『それでも体罰をやめられませんか?』(新風社 2005年) の著者である牧僚子氏も、同書中で、みずから体罰経験を告白するとともに、周囲の学校教育現場において体罰が習慣化していたこと、教員間や保護者間においても体罰を容認する空気が根強く存在していることを指摘し、体罰克服の困難性を述べている。

また、控訴人が在職していた当の小平五中においては、控訴人の当該体罰とほぼ時期を同じくする頃に複数の体罰事件が発生しており、うち1件は女子生徒の鼓膜損傷という受傷結果まで引き起こしているが、むしろそれらについては管理職である澤川校長も岡崎教頭も体罰として認識していなかったり、生徒の被害状況を同校の教員たちに正確に伝えないまま、解決したことのみ伝えるなど、むしろもみ消そうとしていたとさえ判断できる状態だった。

このことからも、ひとり控訴人の行った体罰行為のみが、原判決の言うように「社会通念に照らして許容されるものではないことは、少なくとも、一定の良識を備えた社会人にとっては明白な事柄であり、原告がこのような明白な事

柄を当時認識していなかったとは考え難い」ものであった、などと単純視できるものでは決してないことは明らかである。

控訴人につき、「体罰認識がなかったのはおかしい」として教員としての適格性を否定するのであれば、同様もしくはそれ以上の体罰事件について体罰と認識せず、逆にもみ消そうとした澤川校長や岡崎教頭の教員としての適格性こそ疑問視されるべきである。

第4 体罰の克服のために何がなされるべきであったか（研修結果の重要性、研修結果への配慮とその有効利用等）

1 もう一点、控訴人が本件処分にいたる経緯で特異であった点、①事故報告書の作成経緯（作成の密室性、作成経緯の不可思議な点（A君の件や生徒F/Gの体罰報告の件など）、免職処分が実質的に決定した平成14年10月以後に急速に「余罪」の収集が行われた事実）と、②研修結果が無視された、という極めて特異な点について、触れておきたい。

2 近年、教育法学界においては、体罰に対する学校側の対応として、特に事故報告書のあり方が注目されている（篠原清昭編著『学校のための法学〔第2版〕－自律的・協働的な学校をめざして』（2008年 ミネルヴァ書房）。

（1）同書（153ページ）によれば、体罰事件発生時の校長の対応としては、①体罰を加えた教員と体罰を受けた児童・生徒、そして体罰を目撃した児童・生徒や教職員から、詳しく事情を聴取する。

②速やかに「体罰事故報告書」を教育委員会に提出する。

③全教職員に事故の概要を報告し、信頼の回復と再発防止を指示する。体罰を受けた児童・生徒の保護者に謝罪するとともに、事故の概要や再発防止の措置を報告する。

④事故の状況により、警察に連絡する。

ことが求められる、とされている。

さらには、「体罰事故報告書」については、

・事故者の教員及び被害生徒、状況を目撃した生徒・教員および保護者から事情を聞いた上で、事実を客観的に記載する。

・当事者及び保護者に事故報告の内容を示して確認した上で提出する。

ことが提言されている。

しかしながら、本件においては、教員や被害生徒、目撃者からの「十分な」状況の聴取はなされていないし、A君の事例において明白だが、その事故報告書の内容については当事者の確認のないまま提出され、校長によるその事故報告書そのもののその内容は未だに明らかにされてもいない。裁判所に証拠として提出されている服務事故報告は、校長による事故報告書をもとにした、小平市

教育委員会から東京都教育委員会に提出された服務事故報告書という間接的なものに過ぎず、またその記述には虚偽があることさえ、原審過程で提出されたA君の陳述書によって、明らかにされている。

このように、本件では、体罰を失くすための手法としてその可能性が期待されている「事故報告書」が、むしろ、事件を歪曲化し、不公正な処分の実施に悪用されてしまっているといえる。

(2) そもそも、事故報告書が体罰克服に役立つものとして注目されているのは、体罰についての事実や意見が、生徒にも教員にも自由に伝えられ話し合いが行われる必要があり、そのような話し合いを通して、教員間そして、生徒・保護者と学校間での体罰認識を共有してゆくことが、体罰の克服につながるという理解があるからである（坂本秀夫『体罰の研究』250ページ）。

しかしながら、本件においては、当初から、第三者の立会いによる事情聴取を求めた控訴人の要求を管理職が拒否した（被控訴人がその準備書面（1）で、教頭が同席していることをもって、「第3者」の立会いに等しいと主張しているが、このような主張は、控訴人がすでに当時、別件で校長・教頭と、自動車通勤に関して対立関係にあったことを踏まえるなら、教頭を「第3者」と主張するのは詭弁にすぎない）[M2]。

管理職は、B君の体罰事件がマスコミ報道されたことを受けて実施された説明会（生徒向け2003年9月5日、保護者向け2003年9月12日）を実施した。これは一見、事件を公開する行為のようにも見えるが、しかし、ここで管理職は、控訴人にその場で発言することを禁止しており、控訴人による公開での謝罪・弁明の機会を抑制してしまっている。つまり、管理職は一方で体罰事件の「公開」を装いながら、他方で体罰行為者自身による発言を封じるという、情報公開における恣意的操縦を行い、そのことによって、体罰を克服するために本来とるべき管理職としての指導を怠っていたのである。

管理職はまた、控訴人が研修に入ったのち、控訴人が当該学校の教員、保護者、生徒と連絡をとることまで、「命令」によって禁止し、控訴人を当該学校関係者から隔離してしまった。このような方法は体罰事件の真実に迫る対応とはいはず、むしろ体罰を隠蔽する工作の一種にすぎない。体罰事件をめぐって自由に討議する場を作らなかったという点で、「体罰」を真に克服する方法としては誤っていたといえる。[M3]

その一方で、これも恣意的情報操作としては、管理職の同様の姿勢といえるが、直近過去の別の教員の体罰について、職員会議での報告内容を概要報告に限定し、生徒がどのような被害があったかなどには触れず、教員間での情報共有を意図的に怠っていた。また控訴人のA君事件については、事件当時は、教頭が、「耳にしたがメモしたまま失念」と、後の事情聴取で報告しているほど、

「体罰」に関する情報共有の意識が弱かったことがわかる。なお、このA君に関する教頭の当初の対応には、そもそも、控訴人のA君に対する行為について、当時、教頭がそれを問題ととらえる意識が低かったことが分かる。

このような事情から見れば、もともと管理職が、学校から「体罰」を失くすように、本気で当該学校の教員を指導していたとは到底考えられない。

つまり、澤川校長・岡崎教頭の管理職側が、控訴人の処分には熱心でありながら体罰防止には不熱心である中で、控訴人自身は、「体罰」について、研修によって、その本質的な問題を認識し、従来、「強度のスキンシップ」として生徒指導上、ある程度は許されると考えていたとの間違えを知った。すなわち「強度のスキンシップ」とされていた行為も、「体罰」そのものとされていた行為もその本質において同じ問題をもっていることを知ったのである。さらには、控訴人は、「体罰」を克服する方法として、生徒と、この問題をオープンに話し合うという教育方法も自ら考えだしている。これは体罰を克服するために体罰研究を進めてきた第一人者である、前掲、坂本がその著書で主張している、「体罰」の本来の克服の仕方にもっとも近いものを自ら実践展開している証左といえる。

国、文部科学省が、教育実践上での「体罰」の克服を断念し、「有形力行使」論に再びもどっている現在の政策とは対象的に、控訴人の研修による気付きとその実践準備はすぐれた実践努力といえる。

この控訴人の研修成果は、本来、体罰の防止・抑制・撲滅のために、控訴人が自ら得た研修成果として現場に持ち帰り、校内研修などを通じて教員間で情報を共有してゆく中で体罰防止のために役立つはずのものであった。

控訴人に対する、研修成果を全く考慮しない今までの分限免職処分というものは、単に控訴人の教員としての身分を失わせると言うに留まらず、本件処分の大きな原因でもあり、更に言えば現在の教育界でも大きな問題となっている体罰問題について、大きな改善の流れを作る機会を失わしめたという点でも、まったく教育的配慮に欠く処分であり、47年最高裁分限免職判例に則して言えば、研修成果という最も考慮しなくてはならない重要な要考慮事項の不考慮がある極めて明白かつ重大な違法性を有する分限免職処分であったものである。

以上